

証券コード 5585

2025年1月14日

(電子提供措置開始日：2025年1月9日)

株 主 各 位

東京都千代田区紀尾井町3番1号

エコナビスタ株式会社

代表取締役社長 渡 邊 君 人

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://econavista.com/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

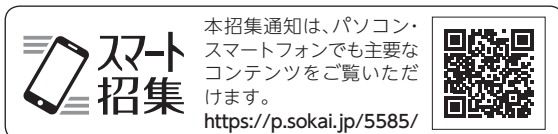
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「エコナビスタ」又は「コード」に当社証券コード「5585」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年1月29日（水曜日）午後6時までに議決権行使書を返送（必着）していただきますようお願い申し上げます。

株主総会終了後に「サービス説明会」の開催を予定しております。ぜひご参加ください。

敬 具



記

1. 日 時 2025年1月30日（木曜日）午前10時（受付開始時間 9：30）
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ガーデンコート 宴会場階（5階）アリエスの間
※末尾の会場ご案内図をご参照ください。
※昨年と同じホテルですが、会場が異なりますので、
お間違えのないようお願い申し上げます。
3. 目的事項
報告事項 第15期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事業報告

(2023年11月1日から)
(2024年10月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、企業収益は過去最高を更新し、好調さを維持しております。また、歴史的な人手不足感の高まりの中、完全失業率が低位で推移し、労働需要は引き締まった状態が続いております。その一方で、名目賃金や所得の伸びが物価上昇に追いつかない中で、個人消費が力強さを欠いており、さらに急速に円安が進む中で、消費者マインドを委縮させる要因となっており、経済の回復力は弱い状況にあります。

当社の事業を取り巻く環境としては、2024年4月に実施された介護保険制度及び介護報酬改定にて、介護ロボット補助金の継続と一定の拡張、生産性向上推進体制加算の新設がなされました。この制度面での後押しを受けて、介護業界におけるDX化の関心が高まりつつあり、当社への問い合わせも増加しております。

このような状況の中、当社では、日本各地で開催される介護DX関連の展示会等に積極的に出展し、認知度の向上や顧客との接点強化に努めております。また、直販以外のチャネル拡大のため、地域販社との代理店契約の締結や、育成を進めております。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,351,522千円（前事業年度比265,280千円増、24.4%増）、営業利益469,152千円（前事業年度比83,966千円増、21.8%増）、経常利益469,531千円（前事業年度比97,031千円増、26.0%増）、当期純利益334,485千円（前事業年度比61,364千円増、22.5%増）となりました。

また、当社はライフリズムナビ事業の単一セグメントであるため、売上高はすべて同事業より獲得しております。当社は単一セグメント事業であるためセグメント情報は記載しておりませんが、個別事業ごとの売上高は以下のとおりとなります。

・ライフリズムナビ事業

ライフリズムナビ事業は、センサー機器の販売と月額利用料（リカーリング収益）からなります。新規のお客さまの獲得と、その後の既存のお客さまのその他のグループ施設への水平展開の増加によるセンサー機器の拡販に加え、低いChurn Rateを維持した月額利用料の継続を見込んでおります。これらの結果、ライフリズムナビ事業の売上高は1,200,388千円（前事業年度比221,202千円増、22.6%増）、内ストックの売上高は174,298千円（前事業年度比57,648千円増、49.4%増）となりました。

・受託研究開発事業

受託研究開発事業につきましては、ビッグデータ解析技術に基づいた社会課題解決のための研究開発や一部既存のホームコントロール案件の受託を行っておりますが、ライフリズムナビ+HOMEの受託開発案件が増加したことから、売上高は151,134千円（前事業年度比44,079千円増、41.2%増）となりました。

（注1）DX（ディーエックス）とは、「Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）」の略称で、デジタル技術によって、ビジネスや社会、生活の形・スタイルを変える（Transformする）ことであります。当社においては介護現場にシステムを導入するだけでなく、日常業務に無くてはならないものとして業務フローに落とし込み、オペレーションそのものを変革させるサービスを提供しております。

（注2）Churn rate（チャーンレート）とは、解約率のことを言います。当社では収益を基準に算出するレベニューチャーンレートを採用しており、（月次の解約分の月額費総額÷月初時点における月額費収入合計）×100で算出しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は293,377千円で、その主なものは次のとおりであります。

・土地 248,344千円

神奈川県相模原市に建設予定の倉庫兼事務所用地の取得

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2021年10月期)	第 13 期 (2022年10月期)	第 14 期 (2023年10月期)	第 15 期 (当事業年度) (2024年10月期)
売 上 高 (千円)	535,737	893,680	1,086,242	1,351,522
経 常 利 益 (千円)	134,085	304,357	372,501	469,531
当 期 純 利 益 (千円)	125,571	197,881	273,121	334,485
1 株当たり当期純利益 (円)	29.28	42.75	53.46	51.85
総 資 産 (千円)	711,604	1,151,019	3,066,829	3,486,375
純 資 産 (千円)	628,566	1,015,247	2,883,484	3,272,696

(注) 当社は、2023年4月29日付で、普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、経営理念「今と未来を見える化し次世代の安心を創造する」に基づき、介護、医療の枠を超えた様々な社会課題の解決に継続的に貢献する企業でありたいと考えております。

その実現のため当社は、「高齢者施設を対象としたライフリズムナビ+Dr.シェア拡大」「介護市場（施設、居宅、地域包括ケア）の面的展開」「マネジメント人材採用、組織体制強化」を推進することで、他社と差別化を図りながらスピード重視で市場シェアを確保することを目指してまいります。

当社事業の更なる成長のために、対処すべき課題は以下のとおり認識しております。

1. 優秀な人材の採用と育成

当社の持続的な成長のためには、様々な事業領域で経験を積んだ優秀な人材を多数採用し、開発体制、カスタマーサクセス体制、その他営業、管理体制等を整備していくことが重要であると捉えております。その中でも特に、ライフリズムナビ事業における顧客価値最大化のために、顧客ニーズを的確に吸い上げ、ソリューション化しお届けする、カスタマーサクセスと開発エンジニアの人員強化に努めてまいります。当社の企業理念や事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、高い意欲を持って働ける環境や仕組みの構築に取り組んでまいります。

2. 情報管理体制の強化

当社はサービス提供やシステム運用の過程において、睡眠データ等の情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、情報管理規程等に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修実施やシステム整備などを継続して行ってまいります。

3. 内部管理体制の強化

当社はライフリズムナビ事業における成長段階にあり、事業の拡大・成長に応じた内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。経営の公正性・透明性を確保すべく、コーポレート・ガバナンスを強化し、適切な内部統制システムの構築を図ってまいります。

4. ライフリズムナビ事業拡大の戦略

現在ライフリズムナビ+Dr.はBtoBの介護施設向けサービスとして提供しており、ライフリズムナビ+HOMEはBtoCの一般のご家庭向けサービスとして展開しております。当社のライフリズムナビ事業で培った技術やノウハウは、新たな価値創出の源泉であり、介護に関わる各企業や福祉法人、自治体などのパートナーと互惠関係を築きながら機能的な連携を実現してまいります。パートナーとの共創を進め、施設介護と同等以上に大きな市場であるBtoBtoCの在宅介護領域、さらには医療サポートも含めた巨大な地域包括ケアシステム市場を牽引する企業を目指してまいります。

5. 社会課題の解決とSDGsの取り組み

当社は「今と未来が見える化し次世代の安心を創造する」という経営理念に基づき事業を推進しており、社会課題解決が、結果としてSDGs(持続可能な開発目標)に掲げられる各目標達成に繋がっていくと認識しております。現状においては「3.すべての人に健康と福祉を」、「9.産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11.住み続けられるまちづくりを」、「17.パートナーシップで目標を達成しよう」等が当社の事業展開と密接に同期しております。まずは介護業界から、そして今後も、これらのテーマにおけるより大きな社会的インパクトの創出に努めるほか、事業拡大を図る中で、多種多様な産業へと顧客層を拡大すると同時により広範な社会課題の解決を志向し、その他のSDGsの目標達成にも繋がるよう、具体的なアクションや成果を生み出すことを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2024年10月31日現在）

当社は、介護分野における見守りサービスを目的とする事業を行っております。

事業区分	事業内容
ライフリズムナビ事業	クラウド上の睡眠ビッグデータを解析することで生まれた『AIアルゴリズム』を活用した見守りシステムサービスの提供及び新規受託研究開発

(6) 主要な営業所（2024年10月31日現在）

本社	東京都千代田区
事務所	千葉事務所：千葉県千葉市美浜区、大阪事務所：大阪府大阪市北区

(7) 使用人の状況（2024年10月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
46名	11名増	38.1	2.9

- （注） 1．使用人数は就業人員（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
- 2．当社はライフリズムナビ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(8) 主要な借入先の状況（2024年10月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2024年10月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 19,100,000株

(2) 発行済株式の総数 6,585,010株

(注) 1.ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は195,030株増加しております。

2.発行済株式の総数には、自己株式37株が含まれております。

(3) 株主数 2,519名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 コ コ ア ア セ ッ ト	2,053,250 株	31.18%
ヒ ュ ー リ ッ ク 株 式 会 社	672,750	10.22
東 京 瓦 斯 株 式 会 社	622,750	9.46
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	565,800	8.59
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社	356,100	5.41
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	335,500	5.09
エ ム ス リ ー 株 式 会 社	230,700	3.50
渡 邊 君 人	160,000	2.43
グ ロ ー リ ー 株 式 会 社	100,000	1.52
中 元 秀 一	100,000	1.52

(注)持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第 2 回 新 株 予 約 権	第 3 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2017年8月2日	2020年9月4日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 3	当社取締役 3
新 株 予 約 権 の 数	57,650個	5,152個
新株予約権の目的となる 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 576,500株 (新株予約権1個につき 10株)	普通株式 51,520株 (新株予約権1個につき 10株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権1個当たり 750円 (1株当たり 75円)	新株予約権1個当たり 3,500円 (1株当たり 350円)
権 利 行 使 期 間	2019年8月3日から 2027年8月2日まで	2022年9月5日から 2030年9月4日まで
行 使 の 条 件	(注)	(注)

	第 4 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2021年9月17日	2022年8月17日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 2	当社取締役 1
新 株 予 約 権 の 数	1,355個	2,000個
新株予約権の目的となる 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 13,550株 (新株予約権1個につき 10株)	普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき 10株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権1個当たり 3,665円 (1株当たり 367円)	新株予約権1個当たり 9,440円 (1株当たり 944円)
権 利 行 使 期 間	2023年9月18日から 2031年9月17日まで	2024年8月18日から 2032年8月17日まで
行 使 の 条 件	(注)	(注)

(注) 本新株予約権の行使の条件等

(1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項第7項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

(2) 相続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年10月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	渡 邊 君 人	－
取 締 役 会 長	梶 本 修 身	株式会社総医研ホールディングス 取締役 東京疲労・睡眠クリニック 院長
取 締 役 C F O	野 村 和 弘	管理部管掌役員
取 締 役 C T O	安 田 輝 訓	開発部管掌役員
取 締 役	杉 寄 将 茂	営業部長
取 締 役	川 又 大 祐	経営企画室長
取 締 役	木 戸 岡 大 輔	カスタマーサクセス部長
取 締 役	奥 野 素 平	ヒューリック株式会社 新事業創造部 海外事業室長 HULIC ASIA PTE. LTD. DIRECTOR
取 締 役	土 井 一 真	accord and go株式会社 取締役
常 勤 監 査 役	細 川 学	－
監 査 役	須 田 雅 秋	須田公認会計士事務所 所長
監 査 役	佐 藤 弘 康	法律事務所Comm&Path パートナー メドピア株式会社 社外監査役 エール少額短期保険株式会社 社外取締役 株式会社Emprism 代表取締役

- (注) 1. 取締役奥野素平氏及び取締役土井一真氏は、社外取締役であります。
2. 監査役細川学氏、須田雅秋氏及び監査役佐藤弘康氏は、社外監査役であります。
3. 2023年12月15日をもって、中元秀一氏は常勤監査役を辞任しました。
4. 細川学氏は2023年4月13日開催の当社臨時株主総会において補欠監査役に選任されており、中元秀一氏の監査役辞任に伴い、法令に定める監査役の員数を欠くことになるため、2023年12月15日をもって監査役に就任しました。
5. 社外取締役の奥野素平氏は、金融業界及び不動産業界における幅広い経験と豊富な知識を有しております。
6. 社外取締役の土井一真氏は、公認会計士として培った豊富な知識と経験を有しております。
7. 社外監査役の細川学氏は、金融業界でのリスク管理及び常勤監査役としての豊富な知見と経験を有しております。
8. 社外監査役の須田雅秋氏は、公認会計士として培った財務及び会計に関する相当程度の知見を有して

おります。

9. 社外監査役の佐藤弘康氏は、弁護士としての高度な専門性と知識、及び上場企業での監査役の経験を有しております。
10. 当社は、社外取締役の土井一真氏並びに社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社の取締役及び監査役及び管理職従業員を被保険者として保険会社との間で締結し、被保険者が当社の役員又は従業員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年1月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

各取締役の報酬等の決定においては、業績の状況、経営環境等を勘案し、独立社外取締役、独立社外監査役、代表取締役社長の3名からなる報酬諮問委員会で検討し作成した報酬案について、取締役会において妥当性について審議した上で、決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	74,629千円 (1,200)	74,629千円 (1,200)	－千円 (－)	－千円 (－)	7名 (1)
監査役 (うち社外監査役)	7,600 (6,800)	7,600 (6,800)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	82,229 (8,000)	82,229 (8,000)	－ (－)	－ (－)	11 (4)

- (注) 1. 当事業年度末日現在の人員は取締役9名、監査役3名であります。上表の取締役の員数は、無報酬の取締役2名（うち社外取締役1名）を除いております。また上表の監査役の員数には、2023年12月15日に辞任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2022年1月21日開催の第12回定時株主総会において年額90,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は2名）であります。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2022年1月21日開催の第12回定時株主総会において年額10,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役奥野素平氏は、ヒューリック株式会社の新事業創造部海外事業室長及びHULIC ASIA PTE. LTD. DIRECTORであります。ヒューリック株式会社は、当社株式を672千株所有する大株主であります。
 - ・取締役土井一真氏は、accord and go株式会社の取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役須田雅秋氏は、須田公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役佐藤弘康氏は、法律事務所Comm&Pathのパートナー及びメドピア株式会社の社外監査役、エール少額短期保険株式会社の社外取締役、株式会社Emprismの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 奥 野 素 平	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。主にシニアビジネス開発の経験に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 土 井 一 真	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。主に公認会計士の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に会計分野について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 細 川 学	2023年12月15日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに、また監査役会14回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会監査計画に従い、監査内容を監査役会に報告、有効かつ効率的な監査を実施しました。
監査役 須 田 雅 秋	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 佐 藤 弘 康	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。また、報酬諮問委員会の委員長として、開催された委員会全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、エコナビスタ行動指針に基づき誠実かつ公正な行動に努める。

取締役会は、取締役会規程、組織規程等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

コンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンスの状況は定期的に開催されるコンプライアンス委員会を通じて、取締役、監査役及び各部長に対し報告を行う。各部長は、部固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

内部監査規程に基づき、代表取締役社長の指示のもと、内部監査責任者が各部の業務執行やコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。

内部通報制度を導入し、社内規則、法令違反行為及び企業倫理違反行為等の発生を未然に防ぐとともに、それらの行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、文書管理規程、稟議規程等に基づき、適切に保存及び管理する。

取締役及び監査役は、いつでもこれら保存された文書等を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、当社に影響を及ぼす可能性のある、事業環境、事業内容、コンプライアンス、個人情報、サービス品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、リスク管理規程を整備するとともに、リスクを定期的に見直す。

リスク管理規程に基づきリスク管理委員会を設置する。リスクの識別及びその対応策の策定はリスク管理委員会が行い、取締役、監査役及び各部長に対して報告を行う。

内部監査責任者は、適宜各部のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 毎月1回の定時取締役会を開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会では、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- 各部の責任者は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。
- 各部においては、組織規程に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、業務の迅速性及び効率性を確保する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。
- 監査役は、補助使用人の権限、補助使用人の属する組織、補助使用人の人事異動、人事評価等に対する監査役の同意権に係る事項等の明確化を図ることにより、補助使用人の独立性及び指示の実効性の確保に努める。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
- 取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役に報告する。
- 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ⑦ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 法令違反行為等の内部通報をした社員に対し、内部通報をしたことを理由としていかなる不利益をも課さないことを内部通報規程に明記し周知徹底する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、内部監査責任者と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図る。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除するとともに、不当な要求を断固として拒否するものとするを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
管理部を反社会的勢力に係る対応についての所管部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関の協力を要請し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制として、取締役会を開催し、取締役の職務執行の適法性及び妥当性を確保しております。また、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、監査役監査を実施し、監査結果を監査役会において協議して、適宜取締役への助言、提言を行っております。

また、リスク管理委員会・コンプライアンス委員会を四半期ごとに開催を予定しており、全社的なリスクを把握、管理して、リスクの発生の防止及びリスクが発生した場合の損失の最小化に努めております。

業務の統制については、当社の組織及び事業の状況を踏まえ、法令に準拠して、規程類の制定及び改廃、並びに管理システムによる運用を行っております。

これらのコンプライアンスや管理体制の遵守につき、全部門を対象に内部監査及び監査役監査を実施し、業務の適法性、合理性及び効率性の担保に努めております。

貸借対照表

(2024年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,064,320	流 動 負 債	213,679
現 金 及 び 預 金	2,626,337	買 掛 金	30,795
売 掛 金	86,230	未 払 金	22,867
リ ー ス 投 資 資 産	13,632	未 払 費 用	11,051
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	167,890	未 払 法 人 税 等	93,851
仕 掛 品	138,057	契 約 負 債	23,884
前 渡 金	6,015	製 品 保 証 引 当 金	67
前 払 費 用	19,827	そ の 他	31,163
そ の 他	6,333	固 定 負 債	－
固 定 資 産	422,055	負 債 合 計	213,679
有 形 固 定 資 産	269,166	(純 資 産 の 部)	
建 物 附 属 設 備	16,238	株 主 資 本	3,272,696
機 械 及 び 装 置	4,345	資 本 金	1,241,302
車 両 運 搬 具	1,636	資 本 剰 余 金	1,221,202
工 具、器 具 及 び 備 品	28,074	資 本 準 備 金	1,221,202
減 価 償 却 累 計 額	△32,472	利 益 剰 余 金	810,306
土 地	248,344	そ の 他 利 益 剰 余 金	810,306
建 設 仮 勘 定	3,000	繰 越 利 益 剰 余 金	810,306
無 形 固 定 資 産	114,316	自 己 株 式	△113
ソ フ ト ウ エ ア	25,899	純 資 産 合 計	3,272,696
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	88,414	負 債 純 資 産 合 計	3,486,375
商 標 権	3		
投 資 そ の 他 の 資 産	38,574		
繰 延 税 金 資 産	8,543		
そ の 他	30,031		
資 産 合 計	3,486,375		

(注) 金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年11月 1 日から)
(2024年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,351,522
売上原価	443,470
売上総利益	908,052
販売費及び一般管理費	438,900
営業利益	469,152
営業外収益	
受取利息	254
受取技術料	82
ポイント還元収入	50
385	
営業外費用	
雑損失	6
6	
経常利益	469,531
税引前当期純利益	469,531
法人税、住民税及び事業税	134,476
法人税等調整額	570
135,046	
当期純利益	334,485

(注) 金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年12月19日

エコナビスタ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	三	木	崇	央
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	竹	本	泰	明

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エコナビスタ株式会社の2023年11月1日から2024年10月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年11月1日から2024年10月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行に関して、審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年12月19日

エコナビスタ株式会社 監査役会
常勤社外監査役 細川 学 ㊞
社外監査役 須田 雅秋 ㊞
社外監査役 佐藤 弘康 ㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第20条第1項の取締役の任期を1年に変更するものであります。
- (2) 資本政策および配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第36条として新設するほか、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除し、併せて現行定款第37条（剰余金の配当の基準日）について所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 变更内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第6条 <条文省略>	第1条～第6条 <現行どおり>
<u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により <u>自己の株式を取得することができる。</u>	(削 除)
第8条～第19条 <条文省略>	第7条～第18条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
(任期) <u>第20条</u> 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <条文省略> <u>第21条～第36条</u> <条文省略> (新 設) (剰余金の配当の基準日) <u>第37条</u> 当社は株主総会の決議により、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、期末配当を行うことができる。 2. 当社は、取締役会の決議により毎年4月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対して、中間配当を行うことができる。 3. <条文省略> <u>第38条</u> <条文省略>	(任期) <u>第19条</u> 取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <現行どおり> <u>第20条～第35条</u> <現行どおり> (剰余金の配当等の決定機関) <u>第36条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (剰余金の配当の基準日) <u>第37条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。 3. <現行どおり> <u>第38条</u> <現行どおり>

第2号議案 取締役9名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役の任期は2年から1年となり、取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	わた なべ きみ ひと 渡 邊 君 人 (1974年7月23日)	2000年3月 株式会社QRIPT 代表取締役就任 2017年5月 当社 代表取締役社長 就任（現任）	160,000株
	【取締役候補者とした理由】 渡邊君人氏は、2017年5月の就任以来、当社の代表取締役社長として、経営の中核を担っております。強いリーダーシップを持って当社の成長をけん引し、当社の企業価値向上に大きく貢献しております。その経験と知識を引き続き当社の経営に活かすため、取締役候補者といいたしました。 なお、同氏が取締役に選任された場合には、取締役会において、引き続き代表取締役社長に選定される予定です。		
2	かじ もと おさ み 梶 本 修 身 (1962年3月24日)	1994年7月 有限会社総合医科学研究所（現株式会社総医研ホールディングス） 代表取締役 就任 1999年12月 大阪外国語大学（現 大阪大学）保健管理センター 助教授 就任 2002年12月 株式会社総合医科学研究所（現株式会社総医研ホールディングス） 取締役 就任（現任） 2009年11月 当社設立 代表取締役 就任 2010年4月 大阪市立大学大学院医学研究科疲労医学講座特任教授 就任 2015年5月 東京疲労睡眠クリニック開業・院長就任（現任） 2017年5月 当社 取締役会長 就任（現任） 2020年4月 国立研究開発法人理化学研究所生命機能科学研究センター客員研究員 就任	2,053,250株
	【取締役候補者とした理由】 梶本修身氏は、2009年に当社を創業いたしました。また、医師として疲労・睡眠医学研究の第一人者であり、この分野における高い見識と専門性を有しております。その経験と専門性を引き続き当社の経営に活かすため、取締役候補者といいたしました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	の む ら か ず ひ ろ 野 村 和 弘 (1976年 4 月 6 日)	2007年11月 キヤノンソフトウェア株式会社 (現 キヤノンITソリューションズ株式会社) 入社 2010年11月 当社 取締役 就任 (現任) 2020年11月 当社 CFO 管理部管掌役員 就任 (現任)	67,500株
【取締役候補者とした理由】 野村和弘氏は、創業期から当社に参画し、幅広く業務全般に関わりました。2010年に取締役就任後は管理部門の責任者としてその役割を果たし、当社の持続的な成長に貢献してまいりました。その経験と知識を引き続き当社の経営に活かすため、取締役候補者いたしました。			
4	や す だ て る く に 安 田 輝 訓 (1977年 9 月 29 日)	2002年 6 月 株式会社総医研ホールディングス 入社 2006年 1 月 株式会社エビデンスラボ 副社長 就任 2009年11月 当社 監査役 就任 2018年11月 当社 取締役 就任 (現任) 2020年11月 当社 CTO 開発部管掌役員 就任 (現任)	36,860株
【取締役候補者とした理由】 安田輝訓氏は、技術開発の責任者として、2018年より当社取締役就任し、当社の成長を支えてきました。睡眠・ヘルスケア領域における技術開発において、豊富な経験と実績を有し、当社の開発力強化、生産性向上に貢献しております。その経験と知識を引き続き当社の経営に活かすため、取締役候補者いたしました。			
5	す ぎ さ き ま さ し げ 杉 寄 将 茂 (1974年11月24日)	1997年 4 月 株式会社大塚商会 入社 2020年 8 月 当社入社 営業部長 (現任) 2022年 1 月 当社 取締役 就任 (現任)	32,500株
【取締役候補者とした理由】 杉寄将茂氏は、前職における豊富な営業経験と、医療介護分野に関する知見を活かし、2020年に当社営業部長に就任しました。2022年に取締役就任後も営業力強化により当社の収益拡大に大きく貢献しております。これらの経験や実績を踏まえ、当社の事業執行を統括する職責を担うべく、引き続き取締役候補者いたしました。 なお、同氏が取締役に選任された場合には、取締役会において、代表取締役に選定される予定です。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	かわ また だい すけ 川 又 大 祐 (1976年9月3日)	2002年4月 東京ガス株式会社 入社 2021年4月 当社 出向 2022年4月 当社 取締役 就任 経営企画室 長 (現任)	—
	【取締役候補者とした理由】 川又大祐氏は、当社に出向し、共同開発に従事したのち、2022年より取締役に就任しまし た。前職での豊富な業務経験とそこで培われた知見を有し、IR並びに新規事業の推進を通し て、当社の企業価値向上に貢献しております。その経験と知識を引き続き当社の経営に活かす ため取締役候補者といいたしました。		
7	き ど おか だい すけ 木 戸 岡 大 輔 (1973年11月2日)	1997年1月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2004年11月 株式会社ASUMO 代表取締役 就任 2013年12月 株式会社スーパードナルドズ入社 2017年4月 株式会社アズパートナーズ入社 2020年10月 当社入社 経営企画室長 2022年4月 当社 カスタマーサクセス部長 (現任) 2024年1月 当社 取締役 就任 (現任)	5,000株
	【取締役候補者とした理由】 木戸岡大輔氏は、カスタマーサクセス分野における豊富な知識や経験を有し、責任者として 当社のカスタマーサクセス部をけん引しております。2024年に取締役に就任した後も、顧客 との信頼関係を築き、低いChurn Rateを維持し、当社の事業拡大に大きく貢献しておりま す。その経験と知識を引き続き当社の経営に活かすため取締役候補者といいたしました。		
8	おく の そう へい 奥 野 素 平 (1964年6月29日)	1989年4月 株式会社富士銀行 (現 株式会 社みずほ銀行) 入行 2018年5月 ヒューリック株式会社 出向 2018年8月 ヒューリック株式会社 入社 2020年11月 ヒューリック株式会社 シニアビ ジネス開発部長 2021年10月 当社 社外取締役 就任 (現任) 2024年7月 ヒューリック株式会社 新事業創 造部海外事業室長 (現任) 2024年8月 HULIC ASIA PTE. LTD. DIRECTOR就任 (現任)	—
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 奥野素平氏は、金融業界及び不動産業界における幅広い経験と豊富な知識を有しておりま す。これらの知見を引き続き当社の経営に活かし、当社の業務執行に対する監督、助言等を いただくことを期待し、社外取締役候補者といいたしました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
9	ど い か ず ま 土 井 一 真 (1991年3月1日)	2013年1月 株式会社クレイン・コーポレーション（現 株式会社スマート・リソース） 入社 2015年5月 山田FAS株式会社（現 山田コンサルティンググループ株式会社） 入社 2018年5月 クレジオ・パートナー株式会社 入社 2022年4月 クレジオ・パートナー株式会社 取締役 就任 2023年1月 当社 社外取締役 就任（現任） 2023年3月 accord and go株式会社 取締役 就任（現任）	－
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 土井一真氏は、公認会計士として培った豊富な知識と経験を有しております。特に会計分野における専門的な知見を引き続き当社の経営に活かし、当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。 また、同氏が選任された場合は、報酬諮問委員として、役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。			

- (注) 1. 候補者奥野素平氏は、ヒューリック株式会社の新事業創造部海外事業室長であり、同社は当社株式を672千株（持株比率10.22%）保有しております。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者梶本修身氏が所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社ココアアセットが保有する株式数を含めております。
3. 候補者奥野素平氏、候補者土井一真氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社は候補者奥野素平氏、候補者土井一真氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額としております。候補者奥野素平氏、候補者土井一真氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 候補者奥野素平氏、候補者土井一真氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって奥野素平氏が3年3ヶ月、土井一真氏が2年となります。
6. 候補者土井一真氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である当社の取締役等が、当社の役員又は従業員としての業務につき行った行為に起因して発生し負担することとなる損害賠償金や争訟費用等を、当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役細川学氏が辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

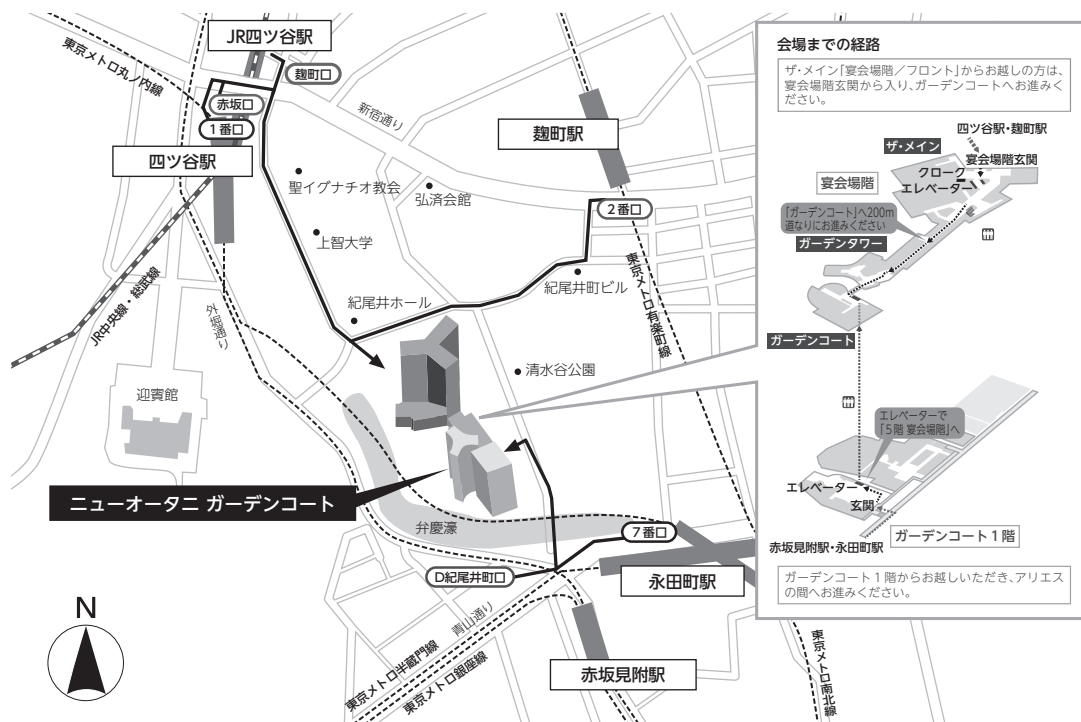
ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
※ かみ やま しゅん いち 神 山 俊 一 (1959年3月21日)	1982年11月 監査法人芹沢会計事務所（現 仰星監査法人）入所 1986年3月 公認会計士登録 1999年9月 同法人 社員就任 2006年8月 同法人 代表社員就任 2017年9月 仰星監査法人 公益監視委員就任 2024年9月 同法人 退職	—
【社外監査役候補者とした理由】 神山俊一氏は、公認会計士として長年にわたり企業監査の実務に携わり、企業会計に精通する専門家として豊富な知識・経験を有しております。多くの企業の会計監査、株式上場支援準備等に携わった経験を、当社の監査に活かすことを期待し、社外監査役の候補者として選任しております。 なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 候補者神山俊一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者神山俊一氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である当社の監査役等が、当社の役員又は従業員としての業務につき行った行為に起因して発生し負担することとなる損害賠償金や争訟費用等を、当該保険契約によって填補することとしております。候補者神山俊一氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 候補者神山俊一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届出をする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 電話 03-3265-1111
 ホテルニューオータニ ガーデンコート 宴会場階（5階）アリエスの間



※昨年と同じホテルですが、会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。
 ※当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。

交通：ＪＲ中央線・総武線 東京メトロ南北線「四ツ谷駅」麹町口・赤坂口・１番口より徒歩６分
 東京メトロ有楽町線「麹町駅」２番口より徒歩８分
 東京メトロ丸ノ内線・銀座線「赤坂見附駅」D紀尾井町口より徒歩３分
 東京メトロ半蔵門線・南北線・有楽町線「永田町駅」７番口より徒歩３分